

兵庫県公報

平成25年3月12日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示		ページ
○ 兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等（水産課）	1
○ 兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等（同）	120

告 示

兵庫県告示第396号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項					関係地区					
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	市	郡	区	町	字
共第1号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から 6月30日まで	神戸市兵庫 区及び長田 区地先	次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線（防波堤南側に沿う。）とCからDに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 B 神戸市神戸港長田防波堤東端 C 神戸市神戸港長田防波堤基部 D 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界 ア Aから220度490メートルの点 イ Aから139度885メートルの点 ウ Dから159度1,000メートルの点	付記のとおり	神戸市	兵庫	長	田	区
		てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで								
		かき漁業	同上								
		あさり漁業	同上								
		あわび漁業	同上								
		とこぶし漁業	同上								
		さざえ漁業	同上								
		うちむらさき漁業	同上								
		ばかがい漁業	同上								
		あかがい漁業	同上								
		まてがい漁業	同上								
		たいらぎ漁業	同上								
		みるくい漁業	同上								
		さるぼう漁業	同上								
		おおのがい漁業	同上								
		ばい漁業	同上								
		にし漁業	同上								
いがい漁業	同上										
はまぐり漁業	同上										
うに漁業	同上										
なまこ漁業	同上										
たこ漁業	同上										
えむし漁業	同上										

区 区	磨 水	須 垂	市	神 戸	お とお	付 記 の とお	り
第 1 種 共 同 漁 業	わかめ漁業	2月1日から	神戸市須磨	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。	付記のとおり		
第 2 号	てんぐさ漁業	6月30日まで	区及び垂水区地先	(除外区域1)			
	いがい漁業	1月1日から		点オ、カ、キ、G、ク及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
第 3 種 共 同 漁 業	かき漁業	12月31日まで		(除外区域2)			
	あさり漁業	同 上		点ケ、コ、シ、セ、リ、タ及びJを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	あわび漁業	同 上		(除外区域3)			
	とこぶし漁業	同 上		点K、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	さざえ漁業	同 上		(除外区域4)			
	うちむらさき漁業	同 上		点ヲ、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びトを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	ばかがい漁業	同 上		(除外区域5)			
	あかがい漁業	同 上		点ハ、ヒ、フ及びハを結んだ線によって囲まれた区域			
	まてがい漁業	同 上		点の位置			
	たいらぎ漁業	同 上		A 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界			
	みるくい漁業	同 上		B 神戸市垂水区漁港東側斜路西端			
	さるぼう漁業	同 上		C アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界			
	おおのがい漁業	同 上		D 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界			
	ばい漁業	同 上		E 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角			
	にし漁業	同 上		F 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端			
はまぐり漁業	同 上		G 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端				
うに漁業	同 上		H 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角				
なまこ漁業	同 上		I 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界(堺川尻中央)				
たこ漁業	同 上		J 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角				
えむし漁業	同 上		K 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識				
地びき網漁業	同 上						

L	Kから71度45分1,605.08メートルの点
M	神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端
N	明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点（北緯34度37.44分、東経135度1.63分）
ア	Aから159度1,000メートルの点
イ	Bから174度1,000メートルの点
ウ	Cから213度1,000メートルの点
エ	Dから201度1,000メートルの点
オ	Fから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点
カ	オから179度440メートルの点
キ	Gから143度220メートルの点
ク	Gから323度の線とEから244度の線との交点
ケ	Hから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点
コ	ケから159度50メートルの点
サ	Hから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点
シ	サから174度50メートルの点
ス	Iから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点
セ	スから174度50メートルの点
ソ	Iから174度50メートルの点
タ	Jから174度50メートルの点
チ	Kから166度200メートルの点
ツ	Lから167度10分340メートルの点
テ	Mから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点
ト	Cから最大高潮時海岸線に沿い西へ152メートルの点
ナ	テから215度230メートルの点
ニ	ナから161度116メートルの点
ヌ	ニから128度105メートルの点
ネ	ヌから115度40メートルの点
ノ	ネから125度の線とトから215度の線との交点
ハ	Nから110度570メートルの点
ヒ	ハから305度の線とウとエを結んだ線との交点
フ	ハから215度の線とウとエを結んだ線との交点

共 第 3 号	第 2 種 共 同 漁 業	建網漁業 いかかご網漁業 雑漁かご網漁業	1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上	神戸市兵庫 区から同市 垂水区に至 る間の地先	次の点のうちF、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線及びFとGを結んだ線（防波堤に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点キ、ク、ケ、J、コ及びHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 点サ、シ、セ、タ、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域3) 点M、テ、ト及びNを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域4) 点ナ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びニを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域5) 点フ、ヘ、ホ、マ及びブを結んだ線によって囲まれた区域	-	神 戸 市	兵 庫 市	区 区 区 区	兵 庫 市	長 須 垂	田 磨 水	区 区 区 区
					点の位置								
					A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端								
					B 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央）								
					C 神戸市垂水漁港東側斜路西端								
					D アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界								
					E 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界								
					F 神戸市神戸港長田防波堤東端								
					G 神戸市神戸港長田防波堤基部								
					H 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角								
					I 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端								
					J 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端								

K	神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角
L	神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角
M	神戸市垂水漁港旧東側護岸に設置した標識
N	Mから71度45分1,605.08メートルの点
O	神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端
P	明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点（北緯34度37.44分、東経135度1.63分）
ア	Aから220度490メートルの点
イ	Aから139度2,300メートルの点
ウ	Bから174度2,000メートルの点
エ	Cから174度1,500メートルの点
オ	Dから213度1,500メートルの点
カ	Eから201度1,500メートルの点
キ	Iから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点
ク	キから179度440メートルの点
ケ	Jから143度220メートルの点
コ	Jから323度の線とHから244度の線の交点
サ	Kから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点
シ	サから159度50メートルの点
ス	Kから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点
セ	スから174度50メートルの点
ソ	Bから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点
タ	ソから174度50メートルの点
チ	Bから174度50メートルの点
ツ	Lから174度50メートルの点
テ	Mから166度200メートルの点
ト	Nから167度10分340メートルの点
ナ	Oから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点
ニ	Dから最大高潮時海岸線に沿い西へ152メートルの点
ヌ	ナから215度230メートルの点
ネ	ヌから161度116メートルの点

共第4号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	神戸市須磨 区須磨浦通 沖合	<p>次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 神戸市立須磨海づり公園管理塔中心点 ア Aから170度175メートルの点 イ アから75度1,450メートルの点 ウ イから170度450メートルの点 エ アから170度450メートルの点</p>	-	神戸市	須磨区 垂水区	
共第5号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	神戸市垂水 区塩屋町沖 合	<p>次の点のうちウ、エ、オ、カ及びウを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界 (堺川尻中央) B 神戸市垂水区塩屋町谷川尻左岸の護岸南西角 ア Aから最大高潮時海岸線に沿って西へ250メートルの 点 イ Bから護岸に沿って東へ50メートルの点 ウ アから165度500メートルの点 エ アから165度700メートルの点 オ イから165度700メートルの点 カ イから165度500メートルの点</p>	-	神戸市	須磨区 垂水区	

共 第 6 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	神戸市須磨 区一の谷か ら同市垂水 区平磯に至 る間の沖合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区地先平磯灯標中心点（北緯34度37.30 分、東経135度3.92分） ア Aから78度30分1,100メートルの点 イ Aから165度300メートルの点 ウ イから75度2,450メートルの点 エ ウから345度300メートルの点	-	神 戸 市	須 磨 水 区	区 区
共 第 7 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	神戸市垂水 区平磯沖合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点オ、カ、キ及びオを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区福田尻左岸の観測塔基部南東角 B 神戸市垂水漁港旧東側護岸に設置した標識 C Bから71度45分1,605.08メートルの点 D Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ100メートルの 点 ア Dから174度300メートルの点 イ Dから174度1,000メートルの点 ウ Aから174度1,000メートルの点 エ Aから174度300メートルの点 オ Cから167度10分300メートルの点 カ Cから167度10分340メートルの点 キ オから254度20分の線とカから256度30分の線との点	-	神 戸 市	須 磨 水 区	区 区

共第8号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市垂水区西舞子町沖合	<p>次の点のうちイ、ウ、エ、オ及びビイを結んだ線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点イ、コ、キ、ク、ケ及びビイを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区舞子公園南西角にある砲台跡碑 B 神戸市垂水区西舞子町山田川尻右岸 C 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 ア Bから最大高潮時海岸線に沿って西へ400メートルの点 イ Aから224度150メートルの点 ウ Aから224度700メートルの点 エ アから224度700メートルの点 オ アから224度150メートルの点 カ Cから最大高潮時海岸線に沿って東へ80メートルの点 キ カから215度230メートルの点 ク キから161度116メートルの点 ケ クから128度の線とAから224度の線との交点 コ カとキを結んだ線とイとオを結んだ線との交点</p>	-	神戸市	須磨区	大藏八幡町 大藏町 大藏中町 大藏本町 大藏天神町 鍛冶屋町 相生町 桜本町 朝霧町
共第9号	第1種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 うちむらさき漁業 なまこ漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先	<p>次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における明石市・神戸市界 B 明石市明石港東外港南防波堤西端 ア Aから201度330メートルの点 イ アから278度560メートルの点 ウ イから268度910メートルの点 エ ウから360度50メートルの点 オ Bから174度50メートルの点 カ オから174度1,150メートルの点 キ Aから201度1,500メートルの点</p>	付記のとおり	明石市		

<p>第2種共同漁業</p>	<p>えむし漁業 いそ刺網漁業</p>	<p>同上 同上</p>	<p>明石市明石 港中外港か ら同市船上 町に至る間 の地先</p>	<p>次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。） 並びにア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤基部 C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ Aから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点 エ Uから174度1,150メートルの点 オ Dから184度1,200メートルの点</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>明石市</p>		<p>朝霧山手町 町東野寺町 町太山荷 町東朝霧丘 町西朝霧丘 町大蔵谷 町材木屋 町樽屋 町日富美 町大観 町大港 町岬</p>
<p>第1種共同漁業</p>	<p>かき漁業 またがい漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで 同上</p>						<p>材木屋町 樽屋町 日富美町 大観町 大港町 岬町</p>
<p>共第10号</p>								

共第11号	第1種共同漁業	かき漁業 まてがい漁業	1月1日から12月31日まで 同上	明石市船上山見町・二見町東二見界の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市船上下水処理場排水口中央 B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 ア Aから184度1,200メートルの点 イ Bから196度4,000メートルの点	付記のとおり	明石市	船上町 林1～3丁目 林崎町1～3丁目 松江 江藤 大久保町 谷八木 大久保町 八木 大久保町 江井島 大久保町 西島 魚住町中尾 魚住町西岡
共第12号	第1種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 あおさ漁業 あおのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 10月1日から4月30日まで 11月1日から5月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	明石市明石港中外港から同市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤基部 C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 E 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ アから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点	付記のとおり	明石市	材木町 樽屋町 日富美町 大観町 港岬 船上町 林1～3丁目 林崎町1～3丁目 松江 江藤

ほんだわら漁業	上	同	上	エ	Aから174度1,150メートルの点	大久保町
いがい漁業	上	同	上	オ	Dから184度1,200メートルの点	谷八木
あさり漁業	上	同	上	カ	Eから196度4,000メートルの点	大久保町
さざえ漁業	上	同	上			八木
うちむらさき漁業	上	同	上			大久保町
ばかがい漁業	上	同	上			江井島
あかがい漁業	上	同	上			大久保町
たいらぎ漁業	上	同	上			西島
みるくい漁業	上	同	上			魚住町中
にし漁業	上	同	上			尾
はまぐり漁業	上	同	上			魚住町西
とりがい漁業	上	同	上			岡
うに漁業	上	同	上			
なまこ漁業	上	同	上			
たこ漁業	上	同	上			
いせえび漁業	上	同	上			
えむし漁業	上	同	上			
いそ刺網漁業	上	同	上			
地びき網漁業	上	同	上			
第2種共同漁業						
第3種共同漁業						

共 第 1 3 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ 漁業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	明 石 市 林 岬 町 地 先 林 地 先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港西外港沖防波堤東灯台中心点 ア Aから263度52分300メートルの点 イ アから188度370メートルの点 ウ イから270度1,120メートルの点 エ ウから360度362メートルの点	—	明 石 市		材 木 町 樽 屋 町 日 富 美 町 大 観 町 港 岬 町 船 上 町 林 1 ～ 3 丁 目 林 崎 町 1 ～ 3 丁 目 松 江 江 藤 大 久 保 町 谷 八 木 町 大 久 保 町 八 木 町 大 久 保 町 江 井 島 町 大 久 保 町 西 島 町 魚 住 町 中 尾 魚 住 町 西 岡 町 材 木 町 樽 屋 町 日 富 美 町 大 観 町 港 岬 町 船 上 町
共 第 1 4 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ 漁業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	明 石 市 林 岬 町 地 先 林 地 先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港 5 号防波堤灯台中心点 ア Aから209度30分570メートルの点 イ アから170度30分270メートルの点 ウ イから260度30分1,980メートルの点	—	明 石 市		材 木 町 樽 屋 町 日 富 美 町 大 観 町 港 岬 町 船 上 町

共 第 1 5 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	明 石 市 大 久 保 町 地 先	エ アから260度30分1,980メートルの点	エ アから260度30分1,980メートルの点	次 の 点 の う ち ア を 中 心 と し て 半 径 100 メ ー ト ル の 円 周 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 点 の 位 置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度 40.45分、東経134度54.61分） B 明石市魚住漁港西防波堤南東端 ア Aから205度の線とBから180度の線の交点	-	明 石 市	林 1 ~ 3 丁 目 林 崎 町 1 ~ 3 丁 目 江 江 松 藤 大 久 保 町 谷 八 木 大 久 保 町 八 木 大 久 保 町 江 井 島 大 久 保 町 西 島 魚 住 町 中 尾 魚 住 町 西 岡
--------------	---------------	--------	------------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------------	--	---	-------	--

共 第 1 6 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1 月 1 日 从 12 月 31 日 まで	明 石 市 大 久 保 町 地 先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 ア 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 イ Aから105度30分1,560メートルの点 ウ Aから114度1,530メートルの点 エ イから295度930メートルの点 アから295度930メートルの点	—	明 石 市	材 木 町 樽 屋 町 日 富 美 町 大 観 町 港 町 岬 町 船 上 町 林 1 ～ 3 丁 目 林 崎 町 1 ～ 3 丁 目 江 松 江 藤 大 久 保 町 谷 八 木 大 久 保 町 八 木 大 久 保 町 江 井 島 大 久 保 町 西 島 魚 住 町 中 尾 魚 住 町 西 岡
共 第 1 7 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1 月 1 日 从 12 月 31 日 まで	明 石 市 魚 住 町 沖 合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 ア 神戸市西区雄岡山頂上 B 淡路市松帆崎北端 ア Aから227度の線とBから288度の線の交点	—	明 石 市	

第2種共同漁業	しゃご漁業 いそ刺網漁業	同 上 同 上	荒井町扇 町 荒井町南 栄町 荒井町中 町 荒井町千 鳥1～3 丁目 荒井町蓮 池1～3 丁目 荒井町日 之出町 荒井町新 浜1～3 丁目 荒井町御 旅1～3 丁目	二見町	高砂町南 浜町 高砂町東 宮町 高砂町戎 町 高砂町西 宮町	市 郡 市	明石市 加古郡 加古川市 高砂市	付記のとおり	次の点のうちア、イ、エ、ソ、セ、ス、シ、コ、サ、ク、キ、カ及びHを結んだ線、Hとオを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにオとGを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点タ、チ、テ及びツを結んだ線と護岸によって囲まれた区域 (除外区域2) 点D、ト、ナ、E及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域3)	加古郡播磨 町から高砂 市荒井町に 至る間の地 先	2月1日から 6月30日まで 11月1日から 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	わかめ漁業 あおのり漁業 かき漁業 あさり漁業 うちむらさき漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 まてがい漁業	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	第1種共同漁業	共第20号

高砂町材木町	高砂町船頭町	高砂町清水町	高砂町藍屋町	荒井町小松原1～5丁目	荒井町若宮町	荒井町東本町	荒井町扇町	荒井町南栄町	荒井町中町	荒井町千鳥1～3丁目	荒井町蓮池1～3丁目	荒井町日之出町	荒井町新浜1～3丁目			
高砂東部及び西部埋立地護岸から沖合15メートル以内の区域 (除外区域4) 点G、ヌ、K及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角 B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角 C 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角 D 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角 E 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端 F 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部 G 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部 H 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識 I 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角 J 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 K 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端 ア Aから護岸に沿い東へ305メートルの点 イ アから203度30分880メートルの点 ウ エから護岸に沿い東へ500メートルの点 エ ウから204度2,430メートルの点 オ Gから84度の線と対岸との交点 カ Hから203度40分100メートルの点 キ カから194度50分1,720メートルの点 ク キから181度20分765メートルの点																
たいざぎ漁業	みるくい漁業	さるぼう漁業	つめたがい漁業	にし漁業	はまぐり漁業	あわび漁業	とこぶし漁業	さざえ漁業	とりがい漁業	うに漁業	なまこ漁業	たこ漁業	いせえび漁業	しやこ漁業	えむし漁業	いそ刺網漁業
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第2種共同漁業																

<p>共 第 2 1 号</p>	<p>第 2 種 共 同 漁 業</p>	<p>ま ず 網 漁 業</p>	<p>1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで</p>	<p>加 古 川 市 尾 上 町 及 び 高 砂 市 高 砂 町 地 先</p>	<p>ケ I から 護 岸 に 沿 い 東 へ 467 メ ー ト ル の 点 コ ケ から 205 度 10 分 103 メ ー ト ル の 点 サ コ から 205 度 10 分 835 メ ー ト ル の 点 シ コ から 130 度 10 分 1, 606 メ ー ト ル の 点 ス シ から 150 度 16 分 965 メ ー ト ル の 点 セ ス から 217 度 10 分 965 メ ー ト ル の 点 ソ セ から 234 度 の 線 と エ と ニ を 結 ん だ 線 の 交 点 タ B から 護 岸 に 沿 い 西 へ 15 メ ー ト ル の 点 チ タ から 205 度 30 分 1, 200 メ ー ト ル の 点 ツ C から 護 岸 に 沿 い 東 へ 15 メ ー ト ル の 点 テ ツ から 205 度 30 分 1, 100 メ ー ト ル の 点 ト D から 208 度 30 分 170 メ ー ト ル の 点 ナ E から 227 度 430 メ ー ト ル の 点 ニ J から 196 度 4, 000 メ ー ト ル の 点 ヌ G から 防 波 堤 (導 流 堤) に 沿 い 340 メ ー ト ル の 点</p>	<p>次 の 点 の う ち A、ア、イ、エ 及 び ウ を 結 ん だ 線、B と オ を 結 ん だ 線 並 び に 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域。た だ し、次 の 各 区 域 を 除 く。 (除 外 区 域 1) 点 C、D、カ、キ 及 び E を 結 ん だ 線 並 び に 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 (除 外 区 域 2) 高 砂 市 東 部 埋 立 地 護 岸 から 沖 合 15 メ ー ト ル の 点 以 内 の 区 域 (除 外 区 域 3) 点 B、ク、G 及 び C を 結 ん だ 線 並 び に 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 点 の 位 置 A 加 古 川 市 東 播 磨 港 別 府 西 港 区 西 防 波 堤 基 部 に 設 置 し た 標 識 B 高 砂 市 高 砂 町 向 島 向 島 公 園 東 護 岸 南 角 の 防 波 堤 (導 流 堤) 基 部</p>		<p>荒 井 町 御 旅 1 ～ 3 丁 目</p>	<p>尾 上 町 高 砂 町 荒 井 町 小 松 原 1 ～ 5 丁 目 荒 井 町 若 宮 町 荒 井 町 東 本 町 荒 井 町 扇 町 荒 井 町 南 栄 町 荒 井 町 中 町 荒 井 町 千 鳥 1 ～ 3</p>
------------------	----------------------	------------------	------------------------------------	--	---	---	--	------------------------------------	--

共 第22号	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から 12月31日まで	高砂市高砂 町及び荒井 町地先	<p>C 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称御台場堤防）基部</p> <p>D 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称一文字堤防）北東端</p> <p>E 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角</p> <p>F 高砂市高砂町地先高砂東部埋立地護岸南西角</p> <p>G 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称御台場堤防）南東端</p> <p>ア Aから203度40分100メートルの点</p> <p>イ Aから194度50分950メートルの点</p> <p>ウ Fから護岸に沿い東へ15メートルの点</p> <p>エ ウから205度30分700メートルの点</p> <p>オ Bから84度の線と対岸との交点</p> <p>カ Dから227度430メートルの点</p> <p>キ Eから208度30分170メートルの点</p> <p>ク Bから防波堤（導流堤）に沿い340メートルの点</p> <p>次の点のうちア、ウ、エ及びイと埋立地護岸に沿い沖合15メートルの線によって囲まれた区域 点の位置</p> <p>A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角</p> <p>B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角</p> <p>ア Aから護岸に沿い西へ15メートルの点</p> <p>イ Bから護岸に沿い東へ305メートルの点</p> <p>ウ アから205度30分700メートルの点</p> <p>エ イから203度30分880メートルの点</p>	-	加古川市 高砂市	<p>丁目 荒井町蓮池1～3丁目 荒井町日之出町 荒井町新浜1～3丁目 荒井町御旅1～3丁目</p> <p>尾上町 高砂町 荒井町小松原1～5丁目 荒井町若宮町 荒井町東本町 荒井町扇町 荒井町南栄町 荒井町中町</p>
-----------	---------	-------	--------------------	-----------------------	--	---	-------------	--

荒井町千鳥1～3丁目	荒井町蓮池1～3丁目	荒井町日出町	荒井町新浜1～3丁目	荒井町御旅1～3丁目	須井	梅保	伊保港町	伊保	伊保崎	伊保崎南	伊保東	今市	中島	百合	緑丘	竜山	中筋	時光寺町	春日野町	美保里	曾根町	大塩町	
					高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	高砂市	
					付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	付記のとおり	
					次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点 B 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 ア Aから190度820メートルの点 イ Aから198度1,000メートルの点 ウ Bから199度2,000メートルの点 エ Bから199度3,000メートルの点																		
					高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合	
					1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	
					あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業
					さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業	さるぼう漁業
					あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業
					ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業	ばかがい漁業
					なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業
					たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業
					ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業	ます網漁業
					いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業	いそ刺網漁業
					雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業	雑魚かご網漁業
					第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業
					第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業
					共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号	共第23号

共 第 2 5 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市、淡 路市及び加 古郡沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市江崎灯台中心点 B 淡路市常隆寺山頂上 ア Aから264度の線とBから329度の線との交点	—	明 石 市 淡 路 市	町 木 屋 町 日 富 美 町 大 観 町 港 町 岬 町 船 上 町 林 1 ～ 3 丁 目 林 崎 町 1 ～ 3 丁 目 江 藤 二 江 藤 二 町 見 野 島 江 崎 野 島 大 川 野 島 藁 浦 野 島 平 林 野 島 轟 木 木 倉 島 島 南 内 野 ノ 斗 浅 野 神 田 育 室 波 津
-----------	---------------	--------	--------------------	------------------------	---	---	--------------------	---

共 第 2 6 号	第 3 種 共 同 漁 業	つ ぎ い そ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	明 石 市、淡 路 市 及 び 加 古 郡 沖 合	<p>次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>A 淡路市江崎灯台中心点</p> <p>B 淡路市常隆寺山頂上</p> <p>ア Aから257度の線とBから303度の線との交点</p>	—	明 石 市	淡 路 市	材 木 町 樽 屋 町 日 富 美 町 大 観 町 港 町 岬 町 船 上 町 林 1 ～ 3 丁 目 林 崎 町 1 ～ 3 丁 目 松 藤 二 江 江 町 野 島 江 崎 町 野 島 大 川 野 島 藁 浦 野 島 平 林 野 島 轟 木 舟 小 倉 島 長 富 島 富 野 南 斗 野 内 浅 野 ノ 野 神 田 育 室 波 津
-----------	---------------	-------------	----------------------------	---------------------------------	---	---	-------	-------	--

町	明石市	-	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから299度の線とBから344度の線との交点	明石市、淡路市及び加古郡沖合	1月1日から12月31日まで	つきいそ漁業	第3種共同漁業	共第27号	材木
樽	市	-							
日富	淡路市	-							大
親	淡路市	-							港
岬	淡路市	-							上
船	淡路市	-							林
林	淡路市	-							1
丁	淡路市	-							目
林	淡路市	-							江
松	淡路市	-							江
藤	淡路市	-							二
見	淡路市	-							町
野	淡路市	-							島
野	淡路市	-							大
野	淡路市	-							川
野	淡路市	-							島
野	淡路市	-							島
野	淡路市	-							島
舟	淡路市	-							島
小	淡路市	-							島
長	淡路市	-							島
富	淡路市	-							島
浅	淡路市	-							島
斗	淡路市	-							野
浅	淡路市	-							野
育	淡路市	-							野
室	淡路市	-							津

町	木	樽	日	大	岬	船	林	林	～	江	江	町	野	野	野	野	野	木	木	倉	島	島	南	内	田	波	津														
材	樽	日	大	岬	船	林	林	～	江	江	町	野	野	野	野	野	木	木	倉	島	島	南	内	田	波	津															
明	石	市	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市													
次	の	点	の	う	ち	ア	を	中	心	と	し	て	半	径	100	メ	ー	ト	ル	の	円	周	に	よ	っ	て	囲	ま	れ	た	区	域									
点	の	位	置	A	淡	路	市	常	隆	寺	山	頂	上	B	洲	本	市	先	山	頂	上	ア	A	か	ら	297	度	の	線	と	B	か	ら	346	度	の	線	と	の	交	点
1	月	1	日	か	ら	12	月	31	日	ま	で	つ	き	い	そ	漁	業	第	3	種	共	同	漁	業	共	第	28	号	明	石	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	
第	3	種	共	同	漁	業	共	第	28	号	明	石	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市	淡	路	市				

町	明石市	-	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから288度27分10,374メートルの点 イ Aから180度453メートルの点 ウ イから270度390メートルの点 エ Uから342度30分600メートルの点	明石市、淡路市及び加古郡沖合	1月1日から12月31日まで	つきいそ漁業	第3種共同漁業	共第30号
材木町								
樽屋町								
日富美町								
大観町								
港岬町								
船上市								
林1～3丁目								
林崎町1～3丁目								
江松								
江藤								
二見町	淡路市							
野島江崎								
野島大川								
野島幕浦								
野島平林								
野島轟木								
舟小倉								
島南								
内野								
斗野								
浅野								
神田								
育室								
津波								

共 第 3 1 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市藤江 地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから254度30分4,620メートルの点 イ Aから253度4,635メートルの点 ウ イから259度30分750メートルの点 エ アから259度30分750メートルの点	-	明石市	材木町 樽屋町 日富美町 大観町 港町 岬町 船上町 林1～3 丁目 林崎町1 ～3丁目 松江 江藤 大久保町 谷八木 大久保町 八木 大久保町 江井島 大久保町 西島 魚住町中 尾 魚住町西 岡
--------------	---------------	--------	--------------------	-------------	--	---	-----	--

共 第32号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市大蔵 町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤灯台中心点 ア Aから101度900メートルの点 イ Aから195度410メートルの点 ウ イから115度900メートルの点 エ ウから36度410メートルの点	-	明石市	大蔵八幡町 大蔵町 大蔵中町 大蔵本町 大蔵天神町 鍛冶屋町 相生町 桜本町 朝霧町 朝霧山手町 東野町 太寺町 荷山町 東朝霧丘 西朝霧丘 大蔵谷町 材木町 樽屋町 日富美町 大観町 港町 岬町
-----------	---------	--------	--------------------	--------------	--	---	-----	---

材木樽日大港岬船林1～3丁目林崎町1～3丁目松江藤大久保町谷八木大久保町八木大久保町江井島大久保町西島魚住町中尾魚住町西岡	明石市	-	<p>次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから193度1,700メートルの点 イ アから221度50分500メートルの点 ウ イから312度30分300メートルの点 エ ウから41度50分500メートルの点</p>	明石市大久保町地先	1月1日から12月31日まで	つきいそ漁業	第3種共同漁業	共第34号
---	-----	---	---	-----------	----------------	--------	---------	-------

共 第 3 5 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市二見 町地先	明石市大久 保町沖合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市東播磨港二見西防波堤旧灯台跡（北緯34度 41.52分、東経134度53.19分） ア Aから192度30分3,630メートルの点 イ Aから193度3,795メートルの点 ウ イから290度400メートルの点 エ アから290度400メートルの点	—	明石市	二見町
共 第 3 6 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市大久 保町沖合	明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから214度2,910メートルの点 イ アから208度750メートルの点 ウ イから118度810メートルの点 エ ウから28度750メートルの点	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから214度2,910メートルの点 イ アから208度750メートルの点 ウ イから118度810メートルの点 エ ウから28度750メートルの点	—	明石市	
共 第 3 7 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市大久 保町沖合	明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから198度30分4,400メートルの点 イ Aから200度5,000メートルの点 ウ イから300度210メートルの点 エ アから300度210メートルの点	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから198度30分4,400メートルの点 イ Aから200度5,000メートルの点 ウ イから300度210メートルの点 エ アから300度210メートルの点	—	明石市	

共 第 3 8 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	明 石 市 大 久 保 町 沖 合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから249度5,500メートルの点 イ アから179度880メートルの点 ウ イから89度960メートルの点 エ ウから359度880メートルの点	-	明 石 市	材 町 木 屋 町 日 富 美 町 大 港 町 岬 町 船 上 町 林 1 ~ 3 丁 目 林 崎 町 1 ~ 3 丁 目 松 藤 二 江 江 町 野 島 江 崎 野 島 大 川 野 島 臺 浦 野 島 平 林 野 島 轟 木 木 倉 島 島 南 野 内 田 波 津 育 室
-----------	---------------	--------	----------------------------	----------------------	--	---	-------	---

<p>共 第 3 9 号</p>	<p>第 3 種 共 同 漁 業</p>	<p>つきいそ漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>加古郡播磨 町地先</p> <p>次の点のうちア、イ、ウ、エ並びにアを結んだ線によつて囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから183度1,700メートルの点 イ Aから125度400メートルの点 ウ イから180度200メートルの点 エ ウから275度700メートルの点 オ エから345度180メートルの点</p>	<p>—</p>	<p>明 石 市 加 古 郡 加 古 川 市 高 砂 市</p>	<p>二 見 町 高 砂 町 南 浜 町 高 砂 町 東 宮 町 高 砂 町 戎 町 高 砂 町 西 宮 町 高 砂 町 材 木 町 高 砂 町 船 頭 町 高 砂 町 清 水 町 高 砂 町 藍 屋 町 荒 井 町 小 松 原 1 ~ 5 丁 目 荒 井 町 若 宮 町 荒 井 町 東 本 町 荒 井 町 扇 町 荒 井 町 南 栄 町 荒 井 町 中 町</p>
------------------	----------------------	---------------	----------------------------	--	----------	--	--

荒井町千鳥1～3丁目 荒井町蓮池1～3丁目 荒井町日之出町 荒井町新浜1～3丁目 荒井町御旅1～3丁目	二見町 高砂町南浜町 高砂町東宮町 高砂町戒町 高砂町西宮町 高砂町材木町 高砂町船頭町 高砂町清水町	播磨町	明石市 加古郡 加古川市 高砂市	-	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港高砂西防波堤灯台中心点 ア Aから229度1,440メートルの点	高砂市相生町地先	1月1日から 12月31日まで	つきいそ漁業	第3種共同漁業	共第41号
---	--	-----	---------------------------	---	---	----------	--------------------	--------	---------	-------

共第51号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日から 12月31日まで	同 上 同 上	姫路市大塩 町地先	次の点AとBを結んだ線（導流堤に沿う。）及びB、ア、 イ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点の位置 A 姫路市大塩町大塩塩田東灣尻右岸の護岸南角 B 姫路市大塩町大塩塩田東灣尻右岸導流堤先端 C 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 ア Bから207度1,758メートルの点 イ Cから199度1,600メートルの点	—	高砂市	高梅伊保港町保 伊保崎南 伊保崎東 伊保市 今中島 百緑丘 竜山筋 中時光寺町 春日野町 美保里町 曾根町 大塩町	須井保 伊保崎南 伊保崎東
			共第52号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業 ます網漁業	1月1日から 12月31日まで	同 上	姫路市的形 町地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 B 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界 ア Aから199度1,600メートルの点 イ Bから194度1,500メートルの点	—
共第53号	第1種共同漁業	あおのり漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 かき漁業 あさり漁業	11月1日から 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	同 上 同 上 同 上	姫路市大塩 町及び的形 町地先	次の点A、B（導流堤に沿う。）、ア、イ及びCを順次結 んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただ し、塩田用水路を除く。 点の位置 A 姫路市大塩町大塩塩田東灣尻右岸の護岸南角 B 姫路市大塩町大塩塩田東灣尻右岸導流堤先端 C 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界	付記のとおり	高砂市	高梅伊保港町保 伊保崎南 伊保崎東	須井保 伊保崎南 伊保崎東

市島丘丘山筋町 合 今中百緑竜中 時光寺町 春日野町 美保町 曾根町 大塩町 的形町 的形町 福泊						ア Bから207度1,770メートルの点 イ Cから194度1,500メートルの点						ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 とりがい漁業 はまぐり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 地びき網漁業	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	第3種共同漁業 第3種共同漁業 共第54号	荒井町小 松原1～ 5丁目 荒井町若 宮町 荒井町東 本町 荒井町扇 町 荒井町南 栄町 荒井町中 町		高砂市 高砂市	-	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点 B 姫路市的形港東防波堤基部 ア Aから222度の線とBから180度の線との交点	高砂市伊保 町地先	1月1日から 12月31日まで	つきいそ漁業	第3種共同漁業	共第54号
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------	---	--	------------	---	--	--------------	--------------------	--------	---------	-------

共 第 5 5 号	第1種共同漁業	あまのり漁業 あおさ漁業 わかめ漁業 おごのり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 とりがい漁業 たご漁業 なまこ漁業 えむし漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 かき漁業 いそ刺網漁業 ます刺網漁業	11月1日から 5月31日まで 10月1日から 4月30日まで 2月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	姫路市木場 及び八家地 先	次の点A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及びDを結 んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界 B 姫路市姫路八木港西防波堤先端 C 姫路市姫路八木港東防波堤先端 D 姫路市姫路八木港東防波堤基部 ア Aから194度1,500メートルの点 イ Cから194度1,600メートルの点	付記のお り	姫 路 市	木 八 東	場 家 山

共第56号	第1種共同漁業	あまのり漁業 あおのり漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 おおのがい漁業 つめたがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 とりがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	11月1日から5月31日まで 同上 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同上	姫路市白浜町及び飾磨区妻鹿地先	次の点のうちAとBを結んだ線（防波堤に沿う。）、B、ア、ウ、イ及びC（一部護岸に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤基部 B 姫路市姫路八木港西防波堤先端 C 姫路市白浜町太佐新田南東角に設置した標識 ア Bから194度1,600メートルの点 イ Cから115度42分40秒828メートルの点 ウ イから194度30分1,565メートルの点	付記のとおり	姫路市	白浜町 飾磨区妻鹿 飾磨区阿成 飾磨区宮大 飾磨区細江 飾磨区須加 飾磨区東堀 飾磨区玉地 飾磨区中島 飾磨区今在家 飾磨区加茂 飾磨区西浜町1～3丁目 広畑区北野町1～2丁目 広畑区東新町1～3丁目
	第2種共同漁業							

第2種共同漁業 いそ刺網漁業 ます網漁業	同上 同上	姫路市飾磨区 区妻鹿地先	次の点のうちイ、ウ、エ、カ、キ、ク及びびイを結んだ線 によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市飾磨区中島宇大森新田南東端の護岸上に設置 した標識 ア Aから173度35分1,800メートルの点 イ Aから83度35分10メートルの点 ウ イから128度35分690メートルの点 エ ウから173度35分165メートルの点 オ Aから173度35分2,800メートルの点 カ オから83度35分425メートルの点 キ オから263度35分500メートルの点 ク Aから263度35分500メートルの点	-	姫路市	飾磨区妻 鹿	広畑区北 野町1～ 2丁目 広畑区東 新町1～ 3丁目 広畑区末 広町1～ 3丁目
第2種共同漁業 共第58号	同上 同上	姫路市飾磨区 区妻鹿地先	次の点のうちイ、ウ、エ、カ、キ、ク及びびイを結んだ線 によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市飾磨区中島宇大森新田南東端の護岸上に設置 した標識 ア Aから173度35分1,800メートルの点 イ Aから83度35分10メートルの点 ウ イから128度35分690メートルの点 エ ウから173度35分165メートルの点 オ Aから173度35分2,800メートルの点 カ オから83度35分425メートルの点 キ オから263度35分500メートルの点 ク Aから263度35分500メートルの点	-	姫路市	飾磨区妻 鹿	広畑区北 野町1～ 2丁目 広畑区東 新町1～ 3丁目 広畑区末 広町1～ 3丁目

共 第 5 9 号	第1種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業 ます漁業	1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	姫路市大津 区地先	次の点のうちイ、ウ、エ、オ、カ及びイを結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路港広畑港区広畑西地区埋立地（株式会社 ダイセル広畑工場埋立地）北護岸北西角 ア Aから244度270メートルの点 イ Aから152度878メートルの点 ウ イから62度30分1,010メートルの点 エ ウから90度180メートルの点 オ エから180度1,100メートルの点 カ イから163度33分820メートルの点	付記のと おり	姫 路 市	大津区吉 美 大津区平 松 大津区勘 兵衛町1 ～5丁目 大津区真 砂町 大津区恵 美酒町 大津区天 神町
	第2種共同漁業							
共 第 6 0 号	第1種共同漁業	あまのり漁業 あおのり漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 まてがい漁業	11月1日から 5月31日まで 同 上 10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	姫路市網干 区地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びBを結んだ線、D、C、 エ及びオを結んだ線並びにEとカを結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の区域を 除く。 (除外区域) 点A、ア、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市網干区大江島防波堤基部中央 B 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に 沿い東へ193メートルの点に設置した標識（北緯34度 45.48分、東経134度34.33分） C 姫路市姫路港網干港区網干西灯台跡（北緯34度45.72 分、東経134度35.21分）	付記のと おり	姫 路 市	網干区新 在家 網干区興 浜 網干区浜 田

<p>おおのがい漁業 はまぐり漁業 とりがい漁業 たいらぎ漁業 つめたがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業</p>	<p>同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p>	<p>上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上</p>	<p>D 姫路市網干区浜田地先埋立地護岸南東角 E 姫路市網干区興浜地先の掛保川尻左岸コンクリート堤防北端 F 姫路市姫路港網干港区網干防波堤灯台中心点 A AとFを結んだ線上Aから520メートルの点 I Aから173度1,400メートルの点 U Bから173度700メートルの点 エ Cから348度30分740メートルの点 オ エから325度の線と対岸との交点 カ Eから293度の線と対岸との交点 キ Aから173度618メートルの点 ク キから253度58分1,167メートルの点(北緯34度45.81分、東経134度35.69分) ケ クから343度58分の線と最大高潮時海岸線との交点</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>たつの市</p>	<p>御津町</p>
<p>第2種共同漁業</p>	<p>第1種共同漁業</p>	<p>共第61号</p>	<p>次の点のうちア、ウ、A、I、キ、オ、カ、ク、エ及びEを結んだ線並びにDとCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い東へ193メートルの点に設置した標識(北緯34度45.48分、東経134度34.33分) B たつの市御津町苅屋成山新田南東角 C 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界 D たつの市・相生市界地先君島北端 E たつの市・相生市界地先君島南端 F たつの市地先沖の唐荷島南端 ア Bから護岸に沿い北東へ50メートルの点 I Aから173度700メートルの点</p>	<p>たつの市御津町地先</p>	<p>2月1日から6月30日まで 11月1日から5月31日まで 同 上 4月1日から11月30日まで 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上 同 上 同 上</p>	<p>わかめ漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 いぎす漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 かき漁業 あさり漁業</p>

共 第 6 2 号	第 1 種 共 同 漁 業	第 2 種 共 同 漁 業	相生市地先	相生市 付記のとおり	相生市
	わかめ漁業	雑魚かご網漁業	2月1日から 6月30日まで	次の点のうちAとBを結んだ線とC、ア、イ並びにDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) ウとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) Gとエ、オ、キ、カを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域3) クとケ、サ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域4) チ、タ、シ、ス、セ及びソを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界 B たつの市・相生市界地先君島北端 C たつの市・相生市界地先君島南端 D 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界 E 相生市桜ヶ丘町528番地地先(通称皆動橋南詰西端) F 相生市相生字千尋石川島播磨重工業株式会社埋立地北護岸北東角 G 相生市相生字鷺巣5308番地の1飯盛山東埋立地南東端 H 相生市突崎南の鼻先端 I 相生市相生字大谷(通称丸崎岩の東の鼻先端) J 相生市相生字法師崎(通称金堀岩南の鼻先端) K 相生市相生港カベ島燈標跡(北緯34度46.89分、東経134度28.14分) ア Cから174度500メートルの点 イ Dから174度1,300メートルの点 ウ Eから最大高潮時海岸線に沿って西へ37メートルの点	
	あまのり漁業		11月1日から 5月31日まで		
	あおのり漁業		同 上		
	いぎす漁業		4月1日から 11月30日まで		
	あおさ漁業		10月1日から 4月30日まで		
	かき漁業		1月1日から 12月31日まで		
	あさり漁業		同 上		
	ばかがい漁業		同 上		
	あかがい漁業		同 上		
	とりがい漁業		同 上		
	さるぼう漁業		同 上		
	うに漁業		同 上		
	なまこ漁業		同 上		
	たこ漁業		同 上		
	えむし漁業		同 上		
	いそ刺網漁業		同 上		
	ます網漁業		同 上		

<p>共 第 6 3 号</p>	<p>第 1 種 共 同 漁 業</p>	<p>も ず く 漁 業 わ か め 漁 業 あ ま の り 漁 業 あ お の り 漁 業 い ぎ す 漁 業 あ お さ 漁 業 か き 漁 業 あ さ り 漁 業 ば か が い 漁 業</p>	<p>1月1日から 3月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から 5月31日まで 同 上 4月1日から 11月30日まで 10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上</p>	<p>赤穂市坂越 地先</p>	<p>エ Gから181度46分1.446メートルの点 オ エから74度375メートルの点 カ Iから最大高潮時海岸線に沿い北へ71メートルの点 キ カから74度438メートルの点 ク Hから最大高潮時海岸線に沿い西へ118メートルの点 ケ クから161度309メートルの点 コ Jから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点 サ コから161度171メートルの点 シ Kから1度33分88.4メートルの点 ス Kから0度39分22.81メートルの点 セ Kから5度27分250.4メートルの点 ソ Kから66度36分625.6メートルの点 タ Kから176度45分425.7メートルの点 チ Kから157度27分631.5メートルの点</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>赤穂市</p>					<p>次の点A、ア、イ及びBと最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界 B 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界 ア Aから174度1,300メートルの点 イ Bから164度1,000メートルの点</p>					
----------------------------------	--	--	--	---------------------	--	---------------	------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

共第64号	第2種共同漁業	あかがい漁業 とりがい漁業 さるぼう漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業 ます網漁業 稚魚かご網漁業	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	赤穂市尾崎から赤穂市鶴和に至る間の地先	次の点のうちA、ア、B、イ及びCを結んだ線並びにD、ウ、エ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 (除外区域1) 赤穂市尾崎3102番地の2 東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 (除外区域2) 千種川のFとオを結んだ線の上流の区域 (除外区域3) GとHを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域4) J、カ、キ、ク及びケを結んだ線と護岸によって囲まれた区域 (除外区域5) ス、サ、コ及びシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線に	付記のとおり	赤穂市	
第1種共同漁業	あおさ漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 いぎす漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 さるぼう漁業 つめたががい漁業 かがみかががい漁業 はまぐり漁業	10月1日から4月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から5月31日まで 同 上 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	赤穂市尾崎から赤穂市鶴和に至る間の地先	次の点のうちA、ア、B、イ及びCを結んだ線並びにD、ウ、エ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 (除外区域1) 赤穂市尾崎3102番地の2 東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 (除外区域2) 千種川のFとオを結んだ線の上流の区域 (除外区域3) GとHを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域4) J、カ、キ、ク及びケを結んだ線と護岸によって囲まれた区域 (除外区域5) ス、サ、コ及びシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線に	付記のとおり	赤穂市		

あさり漁業	同	上	よって囲まれた区域
かき漁業	同	上	点の位置
おおい漁業	同	上	A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界
ばい漁業	同	上	B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点
みるくい漁業	同	上	C 取揚島南端
たいらぎ漁業	同	上	D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界
うに漁業	同	上	E 最大高潮時海岸線における赤穂市鶴和・福浦界
なまこ漁業	同	上	F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱
たこ漁業	同	上	G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻）
えむし漁業	同	上	H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端
			I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識
			J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識
			K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識
			ア Aから164度1,000メートルの点
			イ Cから173度45分400メートルの点
			ウ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点
			エ Iから230度の線とウから0度の線との交点
			オ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点
			カ Jから248度37分49秒472.5メートルの点
			キ カから338度37分49秒22.2メートルの点
			ク キから50度483.2メートルの点
			ケ クから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点
			コ Kから196度45分51秒76.9メートルの点
			サ コから50度100メートルの点
			シ コから320度の線と最大高潮時海岸線との交点
			ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点

<p>共 第 6 5 号 第 2 種 共 同 漁 業</p>	<p>いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上</p>	<p>赤穂市尾崎 から赤穂市 鵜和に至る 間の地先</p>	<p>次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線並びにD、エ、オ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 (除外区域 1) 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 (除外区域 2) 千種川のFとカを結んだ線の上流の区域 (除外区域 3) GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域 4) J、キ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によって囲まれた区域 (除外区域 5) セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界 B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点 C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻） H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端 I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識 J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識</p>	<p>赤 穂 市</p>	<p>—</p>
------------------------------------	-------------------------------------	--	---	---	--------------	----------

<p>共 第 6 6 号</p>	<p>第 1 種 共 同 漁 業</p>	<p>あおのり 漁業 もずく 漁業 てんぐさ 漁業 ふのり 漁業 あさり 漁業 あかがい 漁業 さるぼう 漁業 はまぐり 漁業 ばい 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業</p>	<p>11月1日から 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>赤穂市福浦 地先</p>	<p>K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水路遊水池護岸東端に設置した標識 ア Aから164度1,000メートルの点 イ Bから174度500メートルの点 ウ Aとイを結んだ線の延長線とCから173度45分の線の交点 エ DとEを結んだ線Dから2,110メートルの点 オ Iから230度の線とエから0度の線の交点 カ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点 キ Jから248度37分49秒472.5メートルの点 ク キから338度37分49秒22.2メートルの点 ケ クから50度483.2メートルの点 コ ケから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057—1番地先の護岸との交点 サ Kから196度45分51秒76.9メートルの点 シ サから50度100メートルの点 ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点 セ シから320度の線と最大高潮時海岸線との交点</p>	<p>赤穂市 (岡山県) 備前市</p>	<p>日生町日 生</p>
<p>付記のとおり</p>	<p>次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市鶴和・福浦界 B 兵庫県・岡山県界真尾鼻突端に設置した標識 C 赤穂市鶴和綱崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点</p>						

